

随意契約に係る情報の公表(物品役務等) 令和2年3月分

物品役務等の名称及び数量	契約の締結者の氏名及び造幣局の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は訓令若しくは通達の根拠規定及び理由(企画競争による場合はその旨)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
5円用黄銅円形 1,632万枚(予定数量)	独立行政法人造幣局 理事 明瀬 光司 大阪市北区天満1-1-79	令和2年3月5日	三谷伸銅株式会社 京都市南区上鳥羽大柳町1-1	9130001011776	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	77,621,203円	-	-	-	-	-	単価契約
独立行政法人造幣局の業務に関する法律顧問業務 一式	独立行政法人造幣局 理事 明瀬 光司 大阪市北区天満1-1-79	令和2年3月12日	中之島中央法律事務所 大阪市北区中之島3-3-23	-	公告による企画案募集の結果、契約相手の提案内容が最も優秀なものとして選定され、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	1,320,000円	-	-	-	-	-	
貨幣鑑査画像処理原理機 一式	独立行政法人造幣局 理事 明瀬 光司 大阪市北区天満1-1-79	令和2年3月13日	グローリー株式会社近畿支店 大阪市中央区北浜1-6-10	5140001058614	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	9,460,000円	-	-	-	-	-	
CM型硬貨計数機及びCB型硬貨計数機保守(広島支局) 一式	独立行政法人造幣局 理事 明瀬 光司 大阪市北区天満1-1-79	令和2年3月18日	グローリー株式会社中国支店 広島市東区二葉の里3-4-40	5140001058614	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	3,275,250円	-	-	-	-	-	
熱間圧延機点検調査作業(広島支局) 一式	独立行政法人造幣局 理事 明瀬 光司 大阪市北区天満1-1-79	令和2年3月19日	八洲電機株式会社中国支店 広島市中区大手町3-8-1	9010401029819	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	11,000,000円	-	-	-	-	-	
損害賠償請求事件訴訟(一審) 一式	独立行政法人造幣局 理事 明瀬 光司 大阪市北区天満1-1-79	令和2年3月23日	堀・浦野法律事務所 大阪市北区西天満5-9-3	-	本件事案が判明して以降、当局からの相談に対応し、経緯を熟知している者と委託契約を締結するものであり、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	1,650,000円	-	-	-	-	-	

随意契約に係る情報の公表(物品役務等) 令和2年3月分

物品役務等の 名称及び数量	契約の締結者の氏名 及び造幣局の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書 又は訓令若しくは通達の根拠規定及び 理由(企画競争による場合はその旨)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者 数	
CM型硬貨計数機及び CB型硬貨計数機保守 一式	独立行政法人造幣局 理事 明瀬 光司 大阪市北区天満1-1-79	令和2年3月24日	グローリー株式会社近畿支店 大阪市中央区北浜1-6-10	5140001058614	公募を実施した結果、業務の履行可 能な者が1者であって、その者との契約 であり競争を許さないことから、独立行 政法人通則法第49条の規定に基づい て定める独立行政法人造幣局の会計 に関する事項についての規程第27条 第2項に該当するため。		5,766,750円	-	-	-	-	-	
LBMAガイドランスに基 づく保証業務 一式	独立行政法人造幣局 理事 明瀬 光司 大阪市北区天満1-1-79	令和2年3月30日	KPMGあずさサステナビリ ティ株式会社 大阪市中央区瓦町3-6-5	6011101037057	本件については、LBMAが指定する 推奨リストに掲載されている者に依頼 する必要があるが、日本においてはK PMGあずさサステナビリティ株式会社 以外は掲載されておらず、競争を許さ ないことから、独立行政法人通則法第 49条の規定に基づいて定める独立行 政法人造幣局の会計に関する事項に ついての規程第27条第2項に該当す るため。		2,392,060円	-	-	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注1) 公表対象契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。